

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年二月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

| 新           | 旧                 | 旧<br>新<br>別     |
|-------------|-------------------|-----------------|
| 地先から同地先まで   | 鴻巣市大字屈巣字千本木三四一二番二 | 区<br>間          |
| 一一・一三〇十二・二七 | 九・二四〇九・三一         | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 二四・七〇       |                   | 延長<br>(メートル)    |
|             |                   | 備<br>考          |